

令和 8 年 7 月 6 日
ス ポ ー ツ 推 進 部

世田谷区立総合運動場・大蔵第二運動場の指定管理者候補者の選定について

付議の要旨

令和 9 年 4 月からの世田谷区立総合運動場・大蔵第二運動場の指定管理者候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていく。

1. 主旨

世田谷区立総合運動場・大蔵第二運動場の指定期間が令和 9 年 3 月で終了することから、令和 8 年 3 月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立大蔵第二運動場条例に基づき、令和 9 年 4 月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設（所在地）

- ・世田谷区立大蔵運動場（世田谷区大蔵四丁目 6 番 1 号）
- ・世田谷区立二子玉川緑地運動場（世田谷区鎌田一丁目 3 番 5 号）
- ・世田谷区立大蔵第二運動場（世田谷区大蔵四丁目 7 番 1 号）

3. 指定期間

5 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日）

4. 選定体制

（1）選定委員会の設置

世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

（2）選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員 5 名と、区職員 2 名とする（別紙 1 参照）。

5. 現在の指定管理の状況等

（1）指定期間と指定管理者

5 年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

（2）選定委員会による評価

選定委員会では、現指定管理者の評価を実施し、施設の維持管理が適正に行わ

れていることが認められた。また、利用者視点からの環境整備や主体的な防災への取り組みが進められていることが評価される点として挙げられた。

評価分類		評価結果説明
【個別評価】		
1. 施設の維持管理		・保守管理の計画、対応記録、修繕記録をシステム管理することにより、仕様書に基づく適切な維持管理を行うための体制が整備されている。
2. 施設の運営		・利用者ニーズや高齢者・障害者への配慮を踏まえたトレーニングルームのリニューアルに加え、屋外幼児用プールを期間限定でオムツ着用のまま利用可能とする取り組みなど、様々な視点から多くの区民が利用しやすい環境整備が進められている。 ・施設を活用して各スポーツ団体や区内大学など関係機関との連携を図りつつ事業を展開することで、スポーツへの参加機会を広げる施策を積極的に推進している。 ・新たなスポーツの実施主体や地域で活動している団体が多くある中で、これらの団体等との連携をいかに広げ、スポーツへの参加機会の一層の拡大を図るかが今後の課題であると言える。
3. 事故や緊急時等への対応		・心肺蘇生や溺水対応など実践的な訓練を日常的に実施し、職員の対応力向上に努めている点は高く評価できる。風水害や震災における区の防災拠点として指定されていることを踏まえ、区とも連携しながら災害対応の体制整備に取り組み、水害時避難所運営訓練など実践的な訓練を重ねて習熟を図っている。加えて、地域防災計画で位置付けられた遺体収容所の役割を適切に果たすため、区と共同で実践的な計画の策定作業も進めており、今後は具体的な訓練の実施や災害時の迅速かつ適切な対応が期待される。
4. サービス向上の取り組み		・キャッシュレス決済やA Iカメラによる混雑状況の可視化および混雑予測情報の提供など、I C Tを活用した利便性向上策が積極的に導入され、利用者目線でのサービス向上が図られている。 ・利用者の要望を柔軟に運営へ反映させる一方で、顧問弁護士による研修を実施するなど、職員の対応力向上にも取り組んでいる。
5. 収支状況		・利用者数の増加による利用料金収入の増加については評価できる。一方で、物価や人件費高騰等による影響より、施設利用率向上に向けた取り組みや年々上昇する維持管理費の抑制にも取り組んでいる。
6. 改善の取り組み		・区の点検や評価による指導や調整内容等について、適切な改善がなされている。
【総合評価】		

当該指定管理者は、平成11年2月に設立され、前身の体育協会の役割を引継ぎ、区内スポーツ・レクリエーション団体の先導的役割や調整機能を果たすとともに、各団体と連携し、区民の健康増進、青少年健全育成及び老人福祉の増進、障害者スポーツの推進など、区のスポーツ行政を補完し、生涯スポーツ振興事業の担い手として事業を展開している。設立の同年4月から総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）の管理運営業務を担い、平成18年度の総合運動場への指定管理者制度の導入とともに指定管理者となり、平成29年度からは総合運動場に加えて大蔵第二運動場の指定管理者となっている。

保守管理の計画や記録をシステムで一元管理し、仕様書に基づく適切な維持管理体制を構築している点は評価できる。さらに、(公財)日本スポーツ施設協会が実施する「指定管理者外部評価」で最高ランクのAAA認定を受けていることから、維持管理の品質の高さが裏付けられている。

また、事故防止訓練や水害時の避難所運営訓練の実施に加え、震災時対応に関する実践的な計画策定も進めている。今後は、これらに基づく具体的な訓練と迅速な災害対応が期待される。

6. 指定管理者制度導入の理由

総合運動場及び大蔵第二運動場は、区のスポーツ拠点であることから、区のスポーツ施策に基づく各種事業や、全区的な大会が多数開催されている施設である。

総合的に良好な管理がなされており、指定管理者制度の導入により、指定管理者の独自の判断のもと、利用者の意見を早期かつ柔軟に取り入れ、運用の改善が図られている。

また、これまでに蓄積してきた専門性や知見を生かし、利用率が比較的低い施設を活用した自主事業を柔軟に展開するなど、指定管理事業と自主事業を組み合わせることで施設の利用促進を図ることにより、コロナ禍からの利用者数の回復を達成している。

今後も効果的な運営が期待できることから、次期管理運営期間についても指定管理者制度を導入した管理運営を行うこととする。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

- ・選定委員会において審議した結果、前期の選定時に引き続き現指定管理者により良好に施設が運営されていると評価されるとともに、以下に示す「特別の事情」があることから、公募によらず現指定管理者を候補者として選定することが了承された。
- ・この審議結果を踏まえ、候補者（現指定管理者）から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行うことにより、指定管理者を選定するものとする。

【世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによる特別な事情】

- ①「(イ) 区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する理由

当該施設において、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下「財団」）は区内の競技団体と連携し、区民スポーツ大会をはじめとする各種大会の開催や教室事業の実施等を通じて、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んできた。また、各種イベントの実施にあたっては、地域団体等と連携することで、地域の活力を積極的に活用している。

このように、今後も地域や関係団体と連携・協力しながら、継続的かつ効果的に事業を実施していく必要がある。

- ②「(ウ)「区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する理由

財団は、世田谷区の体育協会としての役割を継承し、区内のスポーツ関係団体などと幅広い連携関係を構築している。また、区のスポーツ推進計画においても、計画の推進体制の中で財団の役割が明確に位置付けられている。

さらに財団は、生涯スポーツ社会の実現を目指し、区の計画と両輪となる「世田谷区スポーツビジョン」を策定している。

このように、区のスポーツ施策と一体的に役割を担う立場にあることから、財団には、区のスポーツ施策の実施主体として、政策と連動しながら、計画に基づく事業を安定的かつ継続的に展開していくことが求められる。

(2) 選定基準

候補者の適格性審査（選定）は、世田谷区立総合運動場条例第14条第3項及び世田谷区立大蔵第二運動場条例第12条第3項に定める選定基準に基づき行うものとする。

【総合運動場条例】

- ①スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②総合運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- ③総合運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

【大蔵第二運動場条例】

- ①条例第5条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- ③運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月	区民生活常任委員会報告（選定）
8月～	審査期間
11月	区民生活常任委員会報告（選定結果） 区議会第四回定例会
令和9年4月	次期指定管理者による管理開始

別紙 1

世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会委員名簿
【令和7年度】

区分	氏名	役職等
外部委員	上岡 洋晴 (会長)	東京農業大学地域環境科学部教授
	後藤 貴浩	国士舘大学文学部教授
	櫻田 淳也	東京女子体育大学体育学部教授
	原 怜来	日本大学スポーツ科学部准教授
	奥島 萬里子	総合型地域スポーツ・文化クラブ 「ようがコミュニティクラブ」副会長
内部委員	笠原 聡	みどり33推進担当部公園緑地課長
	松岡 敏幸	砧総合支所地域振興課長

【令和8年度】

区分	氏名	役職等
外部委員	上岡 洋晴 (会長)	東京農業大学地域環境科学部教授
	後藤 貴浩	国士舘大学文学部教授
	櫻田 淳也	東京女子体育大学体育学部教授
	原 怜来	日本大学スポーツ科学部准教授
	奥島 萬里子	総合型地域スポーツ・文化クラブ 「ようがコミュニティクラブ」副会長
内部委員	中杉 広志	みどり33推進担当部公園緑地課長
	松岡 敏幸	砧総合支所地域振興課長